

平成26年第1回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成26年3月12日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時55分散会

本日の会議事件

開会宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（19名）

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院 事務局長	三好信之君
--------------	-------

教育委員 会長 五十嵐 紀子 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部 古川 靖弘 君

農業委員 会長 松川 英一 君 農業委員 会長 秋山 照雄 君

監査委員 吉田 博行 君 監査委員 局長 石川 誠 君

事務局出席者

議事 事務局 局長 石川 敏 君 議事 事務局 局長 浅利 知 充 君

議事 事務局 局長
議事 事務局 局長
議事 事務局 局長 岡崎 忠 幸 君 議事 事務局 局長 御代田 知 香 君

議事 事務局 局長
議事 事務局 局長
議事 事務局 局長 榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

○議長（神田壽昭君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（神田壽昭君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。9番 谷口隆徳議員、16番 遠山昭二議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（神田壽昭君） ここで、副議長と交代いたします。

○副議長（岡崎治夫君） 議長を交代いたしました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

5番 丹 正臣議員。

○5番（丹 正臣君）（登壇） おはようございます。

第1回定例会に当たり、通告に従い一般質問をするものであります。

初めに、農業問題について理事者側の考えをお尋ねいたします。

2009年、長く続いた自民党政権が民主党政権に政権が交代した時代でありました。そのときに多くの国民、市民は、政権が交代したのでよくなるだろうなという強い思いを持ったのも事実でございます。その中で農業政策も変わりまして、今までになかった農業政策が打ち出されたのであります。

その1つは、農家の所得を高めるために農家の戸別所得補償制度を創設し、その中身は多くの組合員や農協関係者が高く評価したものでございます。よって、国に対して全国知事会、市長会、市議会議長会、町村会、町村議長会は、それぞれの立場でこの戸別所得補償政策を法制化をするように強く働きかけたのも事実でございます。

この中身については、米をつくっている生産者に対しまして10アール当たり1万5,000円、畑作、転作等々の農家には販売価格のほかに地域の実情に合った面積配分で、とれた収量に対しての直接払い等が主な中身でありました。しかし、いつの時代もそうなんですけれども、農政に対してばらまきだと、そういう批判もあったのも事実でございます。

2012年、自民党政権が復活いたしました。その中で、今年から変わる政策として、農業政策の変更で、今後5年間のうちに今まで出していた10アール当たり1万5,000円の奨励金を廃止する、更には減反政策を廃止する、そういうことでもあります。この件に伴い、減額した財源を

使いながら、新たな政策として多面的機能支払制度、これは俗に言う日本型直接支払の創設であります。このことについては今国会で審議されて、多分2015年度からは法制化がなされるやに聞いております。

前段、平成19年度から昨年の平成25年度まで農地・水保全管理支払交付金がありました。それは高度な農地・水の保全活動と施設を長寿化するための施設として、市内に13地区で生産者や非農家で構成する団体組織が結成され、主に農地を守るための共同活動支援活動として交付されたのであります。

そこでまず、平成26年度から始まります日本型直接支払制度、これは多面的機能支払制度なんですけれども、これまでの制度と大きく変わろうとしております。1つには農地維持支払交付金、もう一つには資源向上支払交付金、先ほど言った1つが2つになることであります。そして、先の議会で提案された今年度の士別市の予算では、多面的機能支払金として市の持ち出し分4,100万円、更には向上支援活動負担金440万円等々を含めて4,700万円が計上されているのであります。これで全ての農業政策が士別市として講じられるのかどうなのかをお聞きするのであります。

また、多寄地区の今までの交付金は、国・道の交付額を含めて年間で約3,700万円ですが、今年からボリュームがアップするわけでございますけれども、今年度からどのような額で交付金が増えるのかどうなのか、そのことをお聞きいたします。

次に、これまでの平成19年度から昨年まで行われました農地・水保全管理支払制度については、農家は作業効率を高めるために、転作田の畦畔を壊して作業効率をよくするための仕様として、あぜをとって仕事をしておりました。平成19年当時ですからうっすらとしか覚えていないんですけれども、畦畔をとった水田は水田とみなさないという指針の中で今日までカウントされてきたのであります。その額は、水田と畑作10アール当たり2,200円の差があると言われております。農家は不利益を得ておりました。私がなぜ今このことを言いますかは、やはり今年から新しい政策が始まるのであれば、やはりもとに戻した形できちんと農家が不利益を得ないような、そんな対策が必要だから、今、市の考え方を聞いているのであります。

ちなみに、多寄地区にあっては、水田面積は1,800ヘクタールでありました。平成19年から農地・水対策に取り組んだ時点で、先ほど言ったように水田を畑地にしたという関係もあって、約600ヘクタールほどが畑地になっております。だけれども、その600ヘクタールについては共済だとか士別市の面積では水田にカウントされているのであります。もしそれが新年度から新しい政策の中でもとに戻るとするならば、なかなか難しいと思うんですけれども、金額の増減はどのようになっているのかお尋ねするものであります。

いずれにしましても、このたびの日本型直接支払制度の創設など、農業政策が大きく変わろうとしておりますので、農家が混乱せずに、また農家が不利益にならないように、行政としては市に働きかける必要があるんだろうと思っています。聞けば、17日ごろから行政として農家の説明会に回ると言われておりますけれども、組合員にどのように周知徹底をしながら今後進

めるのかをお聞きするものであります。

次に、教育委員会制度についてお尋ねをいたします。

教育委員会は、都道府県及び市町村単位に置かれている合議制の執行機関であります。生涯学習、教育、文化、スポーツ等、幅の広い施策の実施に向ける機関であるというふうに理解をしております。その制度の意義は、政治的中立、継続性、安定性の確保、地域住民の意見を反映し、首長からの独立性、合議制、住民による意思決定機関という性格を持っているのが教育委員会であります。

今、国が論議されております方針としては、まだ決定はされていないようではありますが、今議会で決定されれば2015年度から実施をしたいという旨が伝わっておりますけれども、これから改革が行われようとする教育委員会改革について、市の考え方をお尋ねするものであります。

教育委員会には御承知のとおり教育委員長と教育長、2人がおります。その2人の役割と意義はどこにあるのか。私は今まで8年間、議場で教育委員会等々の仕事を見せていただいたけれども、大きな大きな問題はないやに理解をしておりますけれども、今なぜ教育委員長と教育長を分けているのか。それは、今日までどのような経過で執行されてきたのかお聞かせを願いたいのであります。今までの教育委員の選任に当たってはどのような方針で任命されていたのか、お聞かせ願いたいのであります。

また、昨年、10月3日開催の教育委員会議において委員長の選挙がありまして、きょうここに来ております五十嵐紀子委員が士別市初めての教育委員長となりまして、牧野市長や今国で提唱しております男女平等参画から見ても、我が士別市においてもそういう時代になっていることについては、私は高く評価をいたしますので、今後の五十嵐委員長の活躍に期待をするわけでございます。ひょっとすると、一人になれば女性で初めて最後の委員長になるやに心配もしておりますので、そのようなことのないように誠心誠意私どもも支持もしますし、御活躍を期待する次第であります。

私はまた、この教育委員会の改革についての中身は新聞、テレビ報道でしか見ておりませんので、どのような改革になるかわかりませんが、私は士別市の議会の中にあつて、2人の責任者の役割の中で、例えば今ある組織の中で順番からいけば教育委員長というのがトップだと思ふんです、教育委員会の中にあつても。であるならば、私は士別の教育行政の総論を教育委員長が述べられまして、各論については教育長がお話をする、そのような役割があつても私は何ら問題はないんだと思ふますけれども、その辺の取り組みを期待するものであります。

次に、区域外通学についてお尋ねをいたします。

小学校、中学校の区域外通学については規則で定められております。中には家庭の事情や年度途中で転居などの理由によって、本来通学しなければならない学校をかえるということは許されていると聞いております。児童・生徒の区域外通学を希望する保護者は許可申請書を教育委員会に申請することとなっておりますけれども、その認可基準はどこにどうなっておるのか

お伺いするものであります。

市街地中心校、士小、士中、南小学校、南中学校、西小学校、この5校の通学実態は規則で定められているようなことになっているのか、不明朗なことがないのか、この点をまずお伺いするものであります。例えば通学区域の境界線に住居している人が、あの子もこちらの学校に行きたいし、僕も一緒に小学校におったから行きたいとかそういう話が何回かあるというように市民から聞いたことがあります。そこで、現在、市内5校で通学区域としている小・中学生の実態はどうか、ここ数年どのような形で区域外通学があったのかどうか、教育委員会が指定以外の学校通学を認めた理由はどこにあるのか、お聞きをするものであります。

そして、今士別市内は南の方向に住民が多く移動しているように思えます。本来ならば士別小学校・中学校が士別市の中心校であったんですけれども、市内5小・中学校の児童・生徒の数はバランスがとれてきちんとなっているのかお尋ねをする次第であります。

また、学業はもとより、クラブ活動等で生徒の適正化を目指した中で、均衡ある学校運営をするというのが私は基本にあると思うのであります。昨年、学校適正化配置計画の中で市内3校が閉校いたしました。そして、来年は温根別中学校が閉校されるということになっております。私は市内の5校についての細かな数字はわかりませんが、バランスが崩れるようなことがあるならば、やはり適正化をするために境界線を変更するというのも私は間違いのない政策でないかと思っておりますけれども、今後の学校の見直し等を含めた新しい計画に盛り込んではどうなのか、その見解をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わるものであります。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

丹議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から教育委員会制度について答弁申し上げ、農業の諸課題については副市長から、小・中学校の区域外通学については教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

初めに、現在国で論議されている教育委員会改革についてであります。

教育委員会制度については、昨年の第4回定例会において小池議員にお答えしたとおり、平成23年の大津市いじめ自殺などいじめ問題への学校や教育委員会の不適切な対応の問題を発端として、現行の教育委員会制度では教育現場で起きる問題に的確で速やかな対応ができない、あるいは責任の所在が極めて曖昧であるなどの指摘がなされたところであります。

一部の教育委員会においては不適切な問題対応や責任逃れなどの特殊な事情はあったかもしれませんが、私は本市を初めほとんどの教育委員会においては、現行の制度で教育行政の執行上何ら問題がないと考えております。しかし、現在、自民党と公明党の作業部会が教育委員会制度の改革について協議を行っており、その内容としては、教育委員長と教育長を統合すること、また首長が主催し教育の重要方針を協議する総合教育会議を新設すること、更に新たな教育長の任期については3年とし、首長が任命し罷免もできることで、昨日大筋で合意がなされ

たと報道されているところでもあります。

次に、役割を教育委員長と教育長に分けている経過についてであります。教育委員会は昭和23年にアメリカの教育使節団や教育刷新委員会の提言に基づいて設置された制度であり、教育委員の選任については教育行政の安定性・中立性の確保という考え方のもと、教育委員の公選制が採用されました。しかし、教育委員選挙の低い投票率や、教育委員の選挙を通じて教育委員会に政治的対立が持ち込まれるなど弊害が指摘されるようになり、昭和31年に教育委員の公選制が廃止され、首長が議会の同意を得て任命することになりました。また、その際、教育長の任命に当たっては、文部大臣や都道府県教育委員会の承認が必要でしたが、地方公共団体の主体性を確保するため、平成12年に国や都道府県による承認制度は廃止されたところでもあります。

教育委員長は委員の中から選挙により選出され、教育委員会議を主催し、委員会を代表する職ですが、委員長みずからが事務を処理することは認められず、教育委員会の事務は教育委員会の指揮監督のもと、教育長が全て処理することとなっております。また、教育長は、委員長以外の教育委員の中から教育委員会議において選任され、意思決定を行う教育委員という立場とともに、教育委員会の指揮監督のもとで教育委員会事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督しております。

次に、教育委員の選任に当たっての任命方針についてであります。

教育は地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であるとともに、特定の見方や教育理論の過度の重視など、偏りが生じないようにするため、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要であります。そこで、教育委員の選任に当たっては、人格が高潔で、社会的な識見を持っていることを基本に、学校教育、つまり子供の教育に対して強い関心を持っていることとあわせて、本市は生涯学習のまちづくりを一つの柱にも掲げておりますので、芸術、文化やスポーツなど、生涯学習に対する意識についても選任に当たって強く配慮しているところでもあります。

次に、議会における教育行政執行方針の総論及び各論について御提言がございました。

教育委員会制度の改革については、先ほど申し上げましたとおり、本年3月中に地方教育行政法の改正案を今国会に提出し、成立を目指すこととされており、教育委員長を兼ねる常勤の教育長が新設される予定であることから、その内容を注視し、検討してまいります。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 農業の諸課題についてお答えいたします。

国においては、農業従事者の高齢化や耕作放棄地が拡大する中で、全国的な課題の対応を図るとともに、構造改革を更に加速化させるため、農林水産業地域の活力創造プランを取りまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業・農村の有する多面的な機能の維持・発揮を図るための地域政策を車の両輪として推進していくこととされたところでありま

す。

平成26年度からは、農地中間管理機構や日本型直接支払制度の創設、更には経営所得安定対策及び水田フル活用と米政策のこれら4つの改革を進め、創意工夫に富んだ農業者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、強い農林水産業をつくり上げることを目的としているところであります。

まず、日本型直接支払制度が創設されたことに伴い、これまでの制度と大きく変更となった点についてであります。

これまでは、農地・水保全管理支払交付金に加え、中山間地域等直接支払と環境保全型農業直接支援対策の3制度が実施されてきたところでありますが、今回農地・水保全管理支払交付金については、農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地維持支払が創設されて、資源向上支払の組み替えにより多面的機能支払とする新たな制度として創設されたものであります。これに従来から実施している中山間地域等直接支払と環境保全型農業直接支援対策を加えた日本型直接支払制度として、平成26年度から新たにスタートするものであります。

この多面的機能支払では、地域内の農業者等で構成する活動組織が農地を農地として維持していくため、農地の保全管理や水路の泥上げ、農道の草刈りなど、多面的機能の維持・発揮を支える地域活動に対し支援する農地維持支払と、農業施設の軽微な補修、良好な景観形成等の農業生産資源や農村環境の質的向上を図ることに加え、新たに防災・減災の強化や、農村環境保全の幅広い活動の展開等を支援する資源向上支払から成り立っております。

活動組織へ交付される財源としては、農地・水保全管理支払交付金と同様に、国が2分の1で、北海道と各市町村が4分の1ずつを負担することとなっており、交付単価は10アール当たり田で4,220円、畑で1,480円であり、従来の共同活動支援交付金の単価より、田で820円、畑で280円の増額とされたところであります。

次に、市内の13全ての地区で農地維持支払と資源向上支払に係る両活動を仮に実施した場合、交付総額では2億4,000万円、そのうち市の負担額は6,000万円となりますが、今後制度の詳細が明らかになった時点で各地区の役員等と協議する必要があるため、新年度の当初予算では旧制度の農地・水保全管理支払交付金をベースとした4,105万3,000円を計上したところであり、今後活動状況への取り組みが確認できた時点で補正予算により対応する予定であります。

なお、多寄地区の交付見込み額であります。農地維持支払と資源向上支払の両活動を実施した場合は5,590万円となるものと見込んでおります。

次に、田が畑としてカウントされることにより農業者が受ける不利益についてであります。平成19年度から農地・水保全管理支払交付金の制度が開始され、その際、転作田としての考え方について、農林水産省から転作により額縁畦畔が除去された場合は田とはならないとの考え方が示されたものであります。本市においてもこの指導に基づくと、水田面積9,152ヘクタールに対し、制度上の対象面積は4,984ヘクタールとなり、平成25年度では田に1億2,834万円、畑に3,268万円、草地に319万円、総額で1億6,421万円を交付したところであります。

お話の中に、この額縁畦畔が田と見られた場合というお話もございましたけれども、概算ではございますけれども、そうなった場合については、制度上の4,984ヘクタールというのが水田面積の9,152ヘクタールとカウントされますことから、水田で言えば約9,000万円積み上がるというふうに考えております。ただ、この額縁畦畔がなければ田とはみなされないというのは、あくまでも農地・水保全管理支払交付金の制度の中ではそうでありますので、他の制度によってこれが全て転作田とみなされないかといいますと、一律そうになっているわけではございません。

最後に、農業政策の大きな転換期を迎え、国への働きかけと農家への周知等についてであります。

具体的な制度の運用は現時点では明らかになっていない部分が多くあり、今後質疑応答集などが国から示された時点で、それらに基づき各地域の活動組織に対して十分な周知を行い、更に国から示されている新たな情報等についてもJAとともに発信するなど、本制度の円滑な推進を図ってまいります。

いずれにいたしましても、本市の農業が国の画一的な政策の中で決して停滞することのないよう、また、新たな制度が農業者にとって真に有益な制度設計となっているか検証する中で、国や道に対し北海道市長会等を通じて本市の考え方を提案してまいる考えであります。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 古川生涯学習部長。

○生涯学習部長（古川靖弘君）（登壇） 私から、小・中学校の区域外通学についてお答えいたします。

初めに、区域外通学の許可基準についてお尋ねがありました。

学校の通学区域は通学区域規則で定めているところですが、やむを得ない理由がある場合は本来の指定以外の学校に通学できることとしており、その理由としては、いじめや不登校による場合、年度途中で転居した場合、あるいは1年以内に転居する予定がある場合などがあります。

次に、土別小学校、南小学校、西小学校、土別中学校、南中学校の市街中心地5校における区域外通学の実態についてであります。

平成23年度から3年間で申し上げますと、区域外通学をしている児童・生徒は、平成23年度は43人、平成24年度は48人、平成25年度は40人となっております。また、規定されていた許可要件が大まかであったため、平成24年度から、より明確な基準に改正し適用しているところがありますが、平成23年度までに区域外通学を許可したケースについては、卒業まで認めることとしております。

また、新たに認定した件数は、平成23年度においては30人でしたが、平成24年度は7人、平成25年度は7人となっております。その許可理由は、1年以内の転居予定、年度途中の転居、いじめや不登校の場合及び平成23年度以前に区域外通学を許可した児童・生徒の兄弟姉妹の場合で

あります。この平成23年度以前に許可した児童・生徒の兄弟姉妹の場合については、新たに入
学する児童・生徒が兄弟姉妹と別の学校に通学することは、該当する児童・生徒、更に保護者
にとって大きな負担となるため、区域外通学を認めているものであります。

次に、市街中心地5校の児童・生徒数の推移についてであります。

初めに、士別小学校の児童数を申し上げますと、この10年間で53人減っておりまして、その
減少率は15.1%であります。同様に南小学校では100人、21.2%の減少、西小学校では41人、
21.7%の減少となっております。また、士別中学校はこの10年間で80人、27.7%の減少であり
ますが、南中学校は7人、2.9%の増加となっております。

次に、学校区域の見直しについてであります。

市街中心地5校の児童・生徒数は全体的に減少傾向にあり、早急に通学区域を変更する段階
にはないと考えておりますが、平成23年3月に策定した小・中学校適正配置計画について、今
後の児童・生徒の減少も想定し、新年度において見直し作業に着手いたしますので、学校区域
の見直しについてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げますと、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 丹議員。

○5番（丹 正臣君） 終わります。

○副議長（岡崎治夫君） 18番 斉藤 昇議員。

○18番（斉藤 昇君）（登壇） 第1回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

質問の第一は、平成26年度執行方針と予算についてであります。

さきの予算発表で合併後最大規模、全体で300億円にも上る予算となったが、まずこの要因
を伺いたいと思います。全国的な景気浮揚対策に関連しての予算規模なのか、本市総合計画と
の関連も含めてこの予算規模になった市長の考え方、更にはこれを執行していく決意について、
まず最初に伺っておきたいと思います。

平成26年度予算においては、公共工事も約38億円と大幅な伸びを示している。公共工事の中
身をお知らせいただきたいのと、公共工事をめぐっては入札不調などの状況もありますけれど
も、順調に発注していくことができるのか。この1年を通してのその見込みもお示しいただき
たいと思うのであります。

あわせて、平成26年度予算の新規事業について、特に市長のマニフェストの柱になっている
健康長寿日本一の取り組みとして、高齢者福祉センターについては、遠山議員からも質問があ
りましたけれども、ますます進む高齢化に対応した施設となるよう、市民の意見を十分によく
聞き、建設していただくように申し上げておきたいと思います。

更に、高い評価を受けているサフォークジムやサフォーク元気クラブの取り組みについては
更に充実すべきと考えますけれども、対象になる人数、そして現在それに参加している人数、
これからも充実していくというふうになりますと、これらのサフォークジムやサフォーク元気
クラブ、もっともっと対象者を広げていくおつもりはあるのかどうか。これまでの取り組みの

経過と今後のあり方について、この際お聞かせいただきたいと思うのであります。

市立病院の事業会計と国保事業会計については、ますます困難をきわめているところであります。病院事業会計については、改革プランによる経営改善を進めておりますけれども、その状況は改善の兆しもなかなか見えず、改革プランでは平成25年は約9億円の赤字の予定、繰り出しの予定でもありますし、今年も新たな繰り出しが必要になると思うけれども、これらについてはどうお考えでしょうか。医師確保や看護師確保などの難しい課題もありますけれども、いつまでも現在のような繰り出しを行うことは可能なのか。市立病院としてのあり方も含め、抜本的な改革に当たっていかなければ、結局は本市財政も立ち行かなくなってくる懸念もあると思うのであります。病院経営に当たる市長の決意を、この際お聞きしたいと思えます。

国保会計についてはさきの決算委員会でも質問し、また小池議員の質問にもありましたけれども、今市民生活も大変厳しい状況があり、今でも国保税は高く払えないという悲鳴が寄せられています。消費税の増税、国保税の増税など市民の悲鳴が聞こえてくる。こういう市民負担を軽減していくためにも、一般会計からの新たな繰り入れを増やしてでも市民の負担の軽減を図るべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

次に、平成25年度の決算見込みについてであります。

平成25年度において予定されていた事業は達成されたのか。取りやめた事業があるとすれば、その理由と今後についてお聞きしたいと思えます。また、予算に計上されていなかったけれども新たに実施した事業、これらについてもソフト、ハードを含めお答えいただきたいと思えます。

更に、地方交付税は、公務員の給与削減に伴っての影響はどのようになっていくのか。全体として地方交付税の確保はどうされたのか。経過と結果の見込みについて明らかにしていただきたいと思えます。

また、財政調整基金についても、平成26年度予算でも4年連続繰り入れを予定しているとのことでございますけれども、平成25年度の見込み、その要因についてもあわせてお聞かせいただきたいと思えます。

財政の健全化についてでありますけれども、平成26年度は超大型の予算が組まれたけれども、このことで今後の本市財政運営にはどのような影響がしてくるのか。平成26年度予算では環境センターや上土別小中学校の建設で市債の額も29億円と大きくなっている。予算査定前には総合計画のヒアリングも行い、将来の財政推計を見据えての運営になっていることと思うけれども、将来にわたる負担をしっかりと捉えておかなければならないと思えます。そこで、実質公債費比率を初め、健全化判断比率などの推移をどのように押さえているのか、この際明らかにしていただきたいと思えます。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から平成26年度予算編成の基本的な考え方、主な事業、市立病院の経営について

答弁申し上げます、平成25年度の決算見込み、国民健康保険事業会計及び財政の健全化については副市長から答弁申し上げます。

国の平成26年度予算案は、一般会計総額で95兆円と過去最大の規模となっており、景気浮揚と財政健全化を目指して、新規国債発行額は前年度より1兆6,000億円少ない約41兆円と抑える一方で、基礎的財政収支を2020年度に黒字化する方針の達成は非常に厳しい状況にあると言われております。

また、社会保障と税の一体改革による消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要とその反動による需要の落ち込みを緩和するため、5兆円規模の経済対策を盛り込んだ補正予算を編成し、新年度予算との切れ目のない執行で景気の下支えを図るとしてあります。

こうした状況の中での平成26年度予算編成となりましたが、本市においては依然として財源の多くを地方交付税などに依存する脆弱な財政構造にある中、地方財政計画の別枠加算が圧縮され、今後は市町村合併に係る交付税算定の特例措置が縮減されるなど歳入確保が厳しい状況において、市民サービスの質を維持し、少子高齢社会への対応を初め農林業、商工業、教育などさまざまな分野での課題解決に向けた施策の構築を図り、士別市総合計画の実現に着実に取り組む予算となるよう努めたところであります。

そこで、平成26年度予算規模につきましては、経済対策を含めた実質的な予算総額で約300億円と、前年と比べて5.2%の増となりました。この要因といたしましては、平成28年度中の完成を目指している環境センター建設事業、現校舎の老朽化が著しい上士別小中学校改築事業、アナログ回線の使用期限が迫っている消防救急デジタル無線化事業など、総合計画に基づき、マニフェストも考慮する中で、緊急性の高い大型事業を計上したことなどによるものであります。

なお、これらの事業のうち、総合計画では平成26年度に予定していた家庭菜園付高齢者用公営住宅整備事業、公共下水道事業などについては、国の経済対策との関係から前倒しで補正予算に計上する一方、朝日総合支所、コスモス苑の屋根・外壁塗装は再検討することとしたほか、消防ポンプ自動車については緊急性の高い多寄分遣所に優先配備し、代替対応可能な中士別分遣所への配備は1年先送りするなど、調整を図ったところであります。

また、経済対策による平成25年度補正予算については、迅速かつ円滑な実施を図るため、特例措置としてがんばる地域交付金を創設し、地方の単独事業で活用できるよう交付されることから、本市においても地域経済の活性化を主眼に平成26年度予算と一体的に捉える中で実施する考えであります。

次に、公共工事の発注見込み額は、経済対策を含めた実質的な予算額で38億8,000万円、前年と比べて31.8%と大きな増となっており、環境センター等の大型事業のほか、羊と雲の丘観光施設整備事業、流雪溝整備事業、西広通街路整備事業、つくも団地公営住宅整備事業、多寄地区農業集落排水事業などを計上したところであります。

そこで、人手不足や資材の高騰による入札不調の問題についてであります。国は例年4月

に行う公共工事の建設作業員の労務単価を前倒しで引き上げるなど対策を強化しており、本市においても2月以降の契約については新単価を反映させたところであります。また、鉄筋工、型枠工などの技能労働者の確保が課題となっていることから、つくも団地整備事業の工期を延長し、2カ年工事とするなど、柔軟な発注のあり方を検討するほか、工事代金前払い制度の拡充や資金調達の一層の円滑化にも意を配するなど、今後の公共調達検討委員会での議論やさまざまな情報の分析も行いながら、計画的な公共工事の執行に努める所存であります。

次に、平成26年度予算の新規事業として健康長寿日本一を目指す拠点施設となる高齢者福祉センターについては、さきの遠山議員の御質問にもお答えしたとおり、市民の声を反映した施設となるよう今後検討を進めてまいります。高齢者の介護予防を担う役割も必要となるものと考えております。

そこで、斎藤議員から御提案のありました介護予防を目的として実施しているサフォークジムの取り組み経過と今後のあり方につきましては、当初は平成19年に地域包括支援センターに理学療法士を配置し、いきいきデイサービスの介護予防プログラムとして実施しておりましたが、平成21年度からは介護予防の対象者を中心に運動機能の向上を目的として、週1回、6カ月間通所するサフォークジムを保健福祉センターと朝日総合支所で開始して、年々参加人数を増やしてきており、5年目となる本年度は6グループ、約80名が利用しているほか、サフォークジムの卒業生が参加するサフォーク元気クラブは年間延べ3,600名が利用している状況であり、参加者の体力向上や運動習慣の習得に結びついているとの評価をいただいております。

利用者の増加に伴い、会場も不足してきていることから、新たな高齢者福祉センターがその役割を担うことも想定されますし、上士別、多寄、温根別等の地域においても事業展開を検討するなど、介護予防事業の充実に努め、市民が生涯を通じて健康で安心できる健康長寿のまちづくりを進めてまいります。

次に、市立病院の経営についてであります。経営改善に向けた取り組みでは、これまで循環器医師の確保のほか、病棟再編や重急性期病床導入などを進めてきたところですが、入院患者数の減少などから厳しい経営状況が続いています。こうした状況から、経営改革プランでは、平成25年度の一般会計繰出金を約9億円と計画しておりましたが、公立病院特例債の繰上償還、退職手当組合の精算分などを含めて4億5,000万円を超える追加繰り出しが必要となる見込みであり、今定例会最終日に補正予算の提案を予定しております。

社会保障と税の一体改革では、病院、病床機能のバランスがとれた再編を目指し、地域の医療提供体制の構想である地域医療ビジョンを都道府県が定めることにしており、平成26年度中にガイドラインが示されるようであります。本市ではこのガイドラインを踏まえるとともに、住民の医療動向などを精査した上で、新経営改革プランを策定する予定であり、将来的な市全体の財政推計を踏まえた病院経営のあり方について、新たに設置した市立病院運営改革会議で検討を進め、市民に信頼される病院づくりと経営の改善を目指してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私からは、平成25年度決算見込み、国民健康保険事業会計及び財政の健全化についてお答えいたします。

まず、平成25年度の決算見込みについてであります。

一般会計の歳入については、市税のうち市民税、固定資産税で当初予算を上回る見込みにあるほか、普通交付税については地方公務員の給与削減要請による影響で減額される一方、行革努力の反映による加算などで差し引き7,600万円のマイナスになるなど、前年度実績を0.6%下回る71億2,000万円の交付額となりました。

一方、歳出においては、経費節減、効率的な事業実施や工事の入札執行減によって一定の不用額が見込まれるものの、年度当初からの公共事業の労務単価の上昇や電気代、灯油価格の高騰などの影響が見込まれるほか、今後市立病院への追加繰り出しや、基金への積戻しの補正予算を計上する予定であります。

こうしたことから、今年度の決算見込みは今後決定される特別交付税の動向にもよりますが、例年以上に厳しいものと見込んでおり、病院特例債の繰上償還分として繰り出し予定の2億円は、財政調整基金を取り崩した上で一定の黒字は確保できるものと見込んでおります。

なお、財政調整基金の残高につきましては、平成24年度末で13億7,000万円であり、本年度の歳計余剰金分3億円を加え、現在高は16億7,000万円となっております。ここから当初予算計上分の2億7,000万円は取り崩しを停止できる見込みではありますが、ただいま申しあげました病院特例債の繰上償還分2億円を繰り入れますと、今年度末の残高は14億7,000万円の見込みと考えております。

また、平成25年度事業の執行見込みについては、工期や事業内容の変更により平成26年度に繰り越して実施する事業として、環境センター建設事業の工事発注支援業務及び敷地粗造成工事や西広通街路整備事業がある一方、国の経済対策により当初予定していなかった事業を前倒しで補正予算に計上して翌年度に繰り越すのは、市道整備事業など4事業であります。

このほか、現時点で未執行となった事業としては、市勢要覧作成事業が在庫による対応が可能となったため平成26年度に先送りしたほか、まさに元気をシネマ補助事業がチケット販売収入など、自主財源により実施できましたことから、補助金の交付申請を取りやめた事例などがありました。

次に、国民健康保険事業特別会計についてであります。

さきに小池議員の御質問にお答えしたとおり、税率改定については士別市国民健康保険運営協議会において消費税の引き上げ時期と重なり、市民の暮らしが耐えられるのか懸念する意見などもいただいておりますことから、今後更に審議を重ねてまいります。市としては答申内容を十分勘案し、極力市民負担が過大となりませんよう、一般会計からの繰り入れも含め本市財政状況を総合的に検討する中で慎重に判断し、議会とも相談させていただくとともに、被保険者の御理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化についてであります。

平成26年度一般会計予算では、市債収入が約29億円と大幅な増になっており、特別会計を含めた年度末の地方債残高総額は355億円と前年と比較して2.5%、8億6,000万円の増となったところであります。

一般会計における健全化判断比率につきましては、平成25年度決算見込みにおいても健全な水準にあり、実質公債費比率、将来負担比率など他の指標も含め、早期健全化団体となるような水準にはならないものと考えております。しかし、今後環境センター建設、上士別小中学校改築など大型事業が実施されるほか、普通交付税では合併による優遇措置が段階的に縮減されてきますことから、実質公債費比率は上昇する見込みにあり、合併特例債の償還が本格化する平成35年ころには本年度15.9%の実質公債費比率が20%を超える水準にまで上昇するものと推計をしておりますが、早期健全化団体となる25%に達することはないものと考えております。

これからの財政運営に当たりましては、歳入の動向、国の制度改正、計画事業量の増減によって年度ごとの収支が変動することや、少子高齢社会の更なる進展による社会保障費や施設老朽化に伴う更新費用等の増加など厳しい状況にありますことから、総合計画、中期財政推計等を踏まえた財政見通しに立ちながら、一層の市民福祉の向上を目指し、効率的な行政運営と健全な財政運営に努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君）（登壇） 質問の2番目は、中小企業の振興についてであります。

我が国経済は、アベノミクス等の効果で景気は上向きになったと言われております。しかしながら、そう言われていても、この地方には、その景気が上向きになったという実感は湧かない状態ではないでしょうか。公共工事の入札も不調、先日の報道では道内でも自主廃業や倒産といった記事も出ているところでもありまして、中小企業を取り巻く情勢は極めて厳しいものになっていると思うのであります。こうした厳しさを克服していくためにも、企業も行政も商工会議所などの団体もいろいろな意見を出し合って、連携しながら事業を展開していくことがこの時代に最も求められていることではないでしょうか。

帯広市では、2007年に中小企業基本条例に基づき、農業を中心とした産業の振興、地域社会の振興を柱に、帯広市産業振興ビジョンの推進を協議するため、産業振興会議を設置したと報道されております。中小企業の経営者、商工会議所などの関係団体、金融機関、行政などがメンバーとなって、この土別にあります農業という地域特性を生かしたさまざまな事業を展開していくこと、中小企業の方からは一定の評価を得ていると聞いております。

そこで、最初に、本市が実施している労働状況実態調査や各種統計調査について、市は最近の調査結果をどのように認識しているのかお聞きしたいと思います。平成26年度中も中小企業振興に向けた施策が予算化されておりますけれども、これら施策の中で、これまでの調査結果を反映したのものがあるのか、あるとすればどういうものが反映されているのか、この際お聞き

をしたいと思います。

本市でも中小企業振興条例がありますけれども、条例の中で帯広市のような中小企業の声を生かすような取り組みはあるのかお聞きをしたいと思うのであります。さきの労働状況実態調査の結果なども生かして、実情に合った対策を講じていく必要があるのではないのでしょうか。今までの経過では、直接中小企業の声を反映した施策は少ないと思いますけれども、いかがでしょう。商工会議所や商店街振興組合などのニーズをしっかりと踏まえた事業を展開する考えはどうか、この点をまず確認したいと思うのであります。

この条例が実際に役立つものとなるためには、地域の実情に応じた施策を展開すること、経営者、会議所などの関係団体、金融機関、そして行政が連携して協議する場として、帯広市の産業振興会議のような組織を設置し、中小企業者の積極的な投資を促し雇用の場を確保するためにも、実態に即した施策を検討することが求められていると思いますけれども、中小企業の皆さん方の声を生かす方策、これらについてはどう考えておられるし、これからの方向としてどう強化をされていくのか、この際、市長の見解と決意を求めておきたいと思います。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） お答えいたします。

まず、各種統計調査の結果に基づく中小企業を取り巻く現状についてであります。新規卒者の市内就職や有効求人倍率については改善傾向にあるものの、売上高や製品の出荷額はともに減少し、事業者数についても減少傾向にあり、商工業は好転の兆しが見えないのが現状であると認識しております。

本市が毎年実施している労働状況実態調査については、市内事業所に勤務する従業員の労働条件を把握し、今後の労働行政施策を推進するための基礎資料とすることを目的としており、調査対象事業所は市内に所在する民間事業所で従業員数5人以上の建設業、製造業、卸小売業、金融保険業、運輸通信業及びサービス業を対象に、従業員の男女別年齢構成、労働時間、賃金や休暇制度などの労働条件、就業規則や福利厚生制度などの諸制度について正規従業員、パートタイム、臨時季節労働者別に調査、集計しているところであります。

これらの調査については、事業所側と労働者との雇用関係について把握するものであり、調査結果が直接的に予算などに反映している項目はありませんが、実態調査の結果内容をお知らせするため、昨年10月には中小企業における労働状況についての説明会を開催したところであり、各事業所に情報をフィードバックすることで労働条件が少しでも改善され、安定した雇用に結びつくことを期待しているところであります。また、あわせて、士別市中小企業振興条例に基づく中小企業向けの支援制度の説明も行い、各種制度の周知と活用について情報提供に努めてきたところであります。

次に、士別市中小企業振興条例の中で、中小企業の声を生かすような取り組みについてであります。本市においては、商工業の振興に関する総合的な対策を樹立し、その円滑な推進を

図るため、市長の附属機関として士別市商工業振興審議会があり、商工業の振興に関する重要事項を審議、調査する機関として設置しているところであります。士別市中小企業振興条例では、中小企業の自主的な経営努力を助長し、企業の近代化の促進を図るための必要な助成等を行い、その育成振興を図ることを目的として、各種事業に対して支援しております。

この間、審議会委員からは、店舗改修事業の助成対象範囲の拡充と対象業種の追加などについて見直しを求める意見があり、審議会総体の意見を尊重し、一部取り扱いについての見直しに至った事例もあり、また、福祉関連の事業主の意見として、雇用奨励促進事業の助成対象となる常用雇用労働者の取り扱い範囲の拡大についての要望があり、審議会において見直しを行ってきているなど、その時代のニーズに見合った対策が不可欠でありますので、今後も中小企業が取り組む事業や雇用の確保、あるいは融資対策など、よりよい支援制度となるよう、審議会の意見を伺ってまいります。

また、中小企業者が会員として参加する士別商工会議所からは、毎年行政施策に関する意見、要望が取りまとめられ、要望書として提出されてきておりますが、会議所では会員事業所の意見や要望を反映した事業展開を行うため、受け皿の組織として商業第一、商業第二、工業・運輸、建設、観光サービス、理財サービスの6部会及び総務、工業・開発、商業振興、金融・厚生等の4つの委員会を設けており、会員の声をしっかりと酌み上げていく体制となっており、部会ごとに協議の場を設け、内容によっては部会間で連携するなど、活発に活動されているところであります。

これらの総括として提出された22項目からの要望書の内容では、経済波及効果の高い住宅新築・改修、店舗改修助成事業の恒久化についての要望があり、本市経済へ与える効果は極めて大きなものとなっていることから、本助成制度の継続を回答したところであります。

また、平成24年度から行われているまちづくりに関する意見交換会での意見としては、産業振興における人材育成・確保対策として、必要とされる資格取得に要する支援について要望がありましたが、要望のあった対象業種の拡大については、まずは会議所内での合意形成のもとに業種を選定してもらうこととし、人材育成研修事業についても各企業のニーズに応えられるよう、キャリア形成に関する支援について研究する旨を回答しており、今後も意見、要望を反映した施策の見直しも必要であると考えております。

次に、帯広市での取り組み事例を参考とした新たな協議組織の設置についてであります。帯広市では、中小企業振興基本条例に基づき、中小企業振興のための指針である帯広市産業振興ビジョンを策定し、ビジョンの推進について協議するため、帯広市産業振興会議が設置されております。この会議は、市及び中小企業者等が中小企業振興及び地域産業振興等に関する事項、更に農業関連の食と農林業を柱とした地域産業政策でありますフードバレーとかちや6次産業化を含めた産業振興について検討する場として、構成メンバーも中小企業者、中小企業関係団体、金融機関、大学、観光団体、農業生産法人と幅広い委員による構成となっております。

本市においては、市長の附属機関として、商工業の振興にかかわっては士別市商工業振興審

議会があり、農業・農村の活性化と振興策に関しては士別市農業・農村活性化審議会が設置されており、それぞれがかかわる内容により調査、審議が行われ、本市の産業振興に対しさまざまな視点から御意見、御提言をいただいているところであります。

また、ラブ士別・バイ士別運動推進協議会では、農林業、商工業、消費者が連携する団体により、課題解決に向けた検討組織として戦略会議がありますので、現段階ではこれらの審議会、協議会が帯広市の産業振興会議のような役割を果たすものと考えており、今後もそれぞれの審議会、協議会に対し、行政情報の積極的な提供と、取り巻く地域課題を施策に生かしていく手法の検討について、活発な審議活動により、本市全体の産業振興が図られ、ニーズに即した事業内容となるよう努めてまいります。

次に、実態に即した施策の検討についてであります。平成24年度からは市と士別商工会議所において行政施策に関する要望書の提出、並びに、まちづくりに関する意見交換会が開催され、市からは市長、副市長、教育長を初め関係する部局長が出席し、商工会議所からは正副会頭を初め6部会、4委員会の部会長、委員長が出席し、各部会が抱える課題であります。特に平成25年度は駅前再開発に伴う動線づくりについて、PPP・PFI事業の勉強会について、人材育成・確保対策について、そして協働のまちづくりの連携についての4項目について意見交換を行ったところであります。

この中で出された意見、要望等については、本市が目指す中小企業の振興施策の展開に合ったものかどうか十分検討していくとしたところですが、項目によっては市が支援すべきことと事業者自身が担っていかなければならないこともありますので、課題解決に向け、関係機関が一体となって取り組んでいく必要があると考えております。

多くの地方で人口減少と少子高齢化に伴うさまざまな課題を抱えており、あわせて雇用や経済などの回復が見られないまま、更にTPP協定の動向によっては農林業を中心に多大な打撃を受けかねない厳しい局面に置かれております。いかに本市の基幹産業を軸に地域経済を守り、元気な地域を創造していくかということが喫緊の課題となっており、このためにも各界各層からの御意見に耳を傾け、地域経済が元気を取り戻す社会の実現を目指してまいります。

以上を申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君） 今、御答弁がございましたけれども、答弁では商工会議所、あるいはいろいろな団体と意見交換会を行っているという答弁で、一生懸命努力はしているさまがうかがわれるのでございますけれども、この平成26年度予算にそういういわば話し合いの中から予算に反映されたものはどのようにあるものなのか、新たな事業の展開について市としてどんな予算づけがなされたのか、この際お聞きをしておきたいと思っております。

○副議長（岡崎治夫君） 林部長。

○経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

昨年12月に商工会議所のほうから要望書の提出があり、更にはその時点で行政施策に関する

意見交換会ということで行ったところでもあります。この中でさまざまな要望が出されたところでございますけれども、平成26年度に反映した予算といたしましては、新規事業といたしまして、例えば未年PR事業、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクト推進事業、羊と雲の丘観光開発整備事業、そしてPFI・PPP調査研究事業等の4点でございます。

更に、先ほど答弁でもお答えいたしました、当初終了を一旦予定していた住宅改修・新築等については継続するという考え方でございます。それと、継続につきましては、商工会議所等への補助、中小企業相談所への補助、ラブ士別・バイ士別運動の推進という事業について予算を計上させていただいたところでもあります。

そのほかにも引き続き検討しなければならないといった項目も私ども捉えております。中には中小企業、小規模事業所に対する支援ですとか、あと人材育成・確保の観点から、資格取得に関する助成を行ってほしいといった要望がございました。これにつきましては、私どもの条例の中で一定の範囲を設けておりますので、仮にその範囲を超えるものについては、商工会議所さんのほうでまずはその整理をしていただきたいということでお答えしたところでもあります。

あと、そのほかにも、商工会議所以外という団体からいたしますと、上士別IT農業研究会から水田圃場の大型化に伴う基地局の設置、あるいはGPSの搭載といった要望がございました。更に、サポートたよろーからコントラクター組織への支援ということで、農業機械の導入等に関して市のほうで支援してほしいということがありました。農業機械については国の制度を調整するという考え方でありますけれども、この2つの団体からの寄せられた要望につきましては、それぞれ平成26年度予算のほうに反映できたと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎治夫君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩といたします。

(午前 11時26分休憩)

(午後 1時30分再開)

○副議長（岡崎治夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 国忠崇史議員。

○10番（国忠崇史君）（登壇） 第1回定例会に当たり、一般質問を行います。

さて、昨日は東日本大震災から3年ということで当議会でも黙禱を行いました、思うに、今もなお26万7,000人余りが仮設住宅や県外などに避難生活中であり、この3年間で避難生活からもとの状態に戻れたのはわずか5万人とのことです。

昨日の政府主催の追悼式典では、天皇陛下が福島原発事故と放射能被害にしっかり触れていたのに対して、汚染水完全コントロールが自慢の安倍首相が挨拶で全く言及しなかったことに怒りを感じました。しかし、何よりも復興すら終わっていないのに消費税や公共料金を値上げ

しまくる姿勢には、ただあきれてしまう次第です。

さて、本日は第一に、市民生活を圧迫する公共料金値上げには反対をと題して幾つか質問いたします。

この4月から消費税率が8%へと、現行の5%から3ポイント引き上げられることに連動して本市の水道料金なども値上げされるとのことですが、その内容と適用期日については周知期間が必要なため若干スライドする旨、今議会初日に市長から説明がありました。そのほか、郵便料金などさまざまな公共料金が増えることになるわけですが、市民生活と関連の深いところではどんなものがあるのか、この際お知らせください。

また、市役所からの送付物などの料金も上がることとなりますので、予算案においては影響額はどの程度と計算しているのでしょうか、お知らせください。市で支払う郵便料金を節減するためには、従来は封筒で郵送していたものを、例えば圧着型のシールはがきに変えるなどの取り組みを期待したいものですが、いかがでしょうか。

ところで政府は、スーパーマーケットなどの消費税還元セールと銘打った商行為には非常に厳しくて、横やりを入れる一方で、他方では鉄道やバス、タクシーの運賃、自動販売機の飲料水などの価格設定については1円単位の端数を切り上げることも容認しています。つまり、端数処理を名目に、実際の値上げ率がたとえ結果的に4ポイント、5ポイントになっても、消費税還元セールに対して行ったほどの注意や警告はしないのであります。このことはすなわち、便乗値上げが出てこないように、国民的な監視が必要であるゆえんにほかなりません。

次に、鉄道運賃と料金についてを特別に取り上げます。

JR北海道の惨たんたる現状と本市としての対応については、昨年第3回定例会で質問いたしました。今では事態はもっと深刻に推移しまして、法人としてのJR北海道への刑事告発にまで至っております。経営幹部も全株式を保有している政府の命により近々交代するとの話であります。

さて、本市も入っている宗谷本線活性化推進協議会では、完全高速化などを引き続き要望しているわけですが、昨年秋のJRとの話し合いでは、先方からは何ら積極的な回答は得られていないようです。そこで、御多分に漏れず、この春JRの運賃及び料金も値上げされる模様なわけですが、近年続発する不祥事やトラブルの経過を考えれば、新経営陣なり経営幹部なりが、本来は全道の鉄道沿線市町村をおわびかたがた値上げへの理解を求めて行脚してしかるべきではないでしょうか。牧野市長ほか沿線自治体の長は、特急サロベツなどの運行復活見込み等についてしっかり確約をとるべきであるし、JRが北海道民本位の交通機関として残り、また更に育っていくように、厳しくも温かく監視していくべきであります。

とにかく、少なくとも今の状態のまま安易にJRの運賃値上げを迫認せず、この機会にはっきり物を言うべきである、この点についてどのようにお考えでしょうか。

3つ目です。そして最もはっきりと反対すべきなのは、今取り沙汰されている北海道電力の電気料金再値上げであります。

昨年9月の値上げに際しては、道民の中にはこの値上げを我慢することで原発が動かないのならとの思いで耐えがたきを耐えた人も多かったのに、北電は無慈悲にもまたぞろ値上げすると言います。火力発電の費用が高いとは言いますが、泊原発は稼働しなくても維持費用だけで莫大な金額を必要とするのです。余りに勝手な理屈ではないでしょうか。北電は他方では、士別市内のメガソーラー設置に関してもその送電網設置について消極的であり、とにかく泊原発再稼働へと道民世論を誘導するようなこのたびの再値上げの提示なのであります。

原発はトイレなきマンションと言われるように、放射性廃棄物問題も重大であるし、たった一度の過酷事故でふるさとがどうなるか、そしてコストだの便利な生活だの、そういったもの一切合財が根底から崩れることは福島県川内村の例を見ずとも明らかではないでしょうか。

今、青森県の大間原発建設に対して訴訟を起こしている函館市の工藤市長や東京電力にはっきり物を言う新潟県の泉田知事が住民を守る首長として信頼を集めています。牧野市長におかれても北海道電力の勝手な理屈での再値上げや泊原発再稼働への誘導にはきっぱりと反対の意思を突きつけてほしいものであります。この点、どんな方策で市民生活を守っていくおつもりか、お答え願う次第です。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

本年4月1日に消費税の税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、各種公共料金についても消費税の転嫁を中心に料金改定が予定されており、電気料金や電話料金、鉄道、バス、タクシーといった公共交通運賃、更には食料品や日用品など生活に密着した料金の多くが実質的に値上げされることになります。

特に、公共料金の改定については監督官庁の認可が必要であり、消費税率の引き上げに合わせてそれ以上の値上げとなる場合には、通常の料金改定と同様に企業に対し説明責任を求めるなど、申請に伴い監督官庁による厳正な審査が行われることになっています。

そこで、消費税率の引き上げによる本市の平成26年度予算への影響についてのお尋ねがありました。工事請負費や物品の購入費、役務費など、一般会計においてはおよそ1億9,000万円、特別会計においてはおよそ2,300万円、企業会計においては収支差し引きでおよそ3,300万円と大変大きな負担となります。

また、こうした負担増の中での郵便料金節減についての御提言がありました。郵便物の発送に要した費用については、平成24年度決算においておよそ1,800万円となっておりますが、郵便物の規格、重量などを考慮し、宅配便を活用するなど可能な限り安価な方法をとるように工夫し、これまでも費用の縮減に努めているところであります。また、圧着はがきの活用については、市税を初め各種口座振替のお知らせなど可能な範囲で活用を図っており、更なる活用については、封書でなければ送付できない文書があることや、印刷に係るコストを考慮すると、これまで以上の活用は難しいものと考えています。

少子高齢社会の到来、地域主権への対応、更には依然として続く地域経済の低迷など、行政

を取り巻く環境は厳しさを増す中、最少の経費で最大の効果を上げることは常に求められる課題であり、本市においても行財政改革大綱実施計画を策定し、現在104のプログラムに取り組んでいるところであります。今後においても引き続き事務経費の縮減、あるいは事務の効率化に鋭意取り組んでまいります。

次に、JR北海道の現状と対応についてであります。

JR北海道をめぐっては、レール異常放置問題以降も事故や不祥事が続く、まことに憂慮すべき状況であります。JR北海道からは、会社の総力を挙げて信頼回復へ向けて対応していることが市町村個別に説明されたところであり、市としても重要な公共交通インフラである鉄道事業の一日も早い信頼回復を期待しているところであります。

また、宗谷本線活性化推進協議会においても、高速化を初め事故の再発防止や早期復旧による公共交通機関としての安全・安心の確保を強く要望しているところでありますが、事態が深刻化する中で、その先行きは不透明な状況になっています。

この春に予定されている運賃の改定については、政府が、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法などの法整備により、公正な消費税負担を図る中において、あくまで消費税率の引き上げに伴うものであると考えているところであります。

次に、北海道電力のこのたびの再値上げについてであります。再値上げについて北海道電力は、泊原子力発電所の再稼働がおくれていることによるコスト増に対応するためと説明しています。昨年第2回定例会の一般質問において国忠議員の質問にお答えしたとおり、貴重なライフラインである電気料金の値上げに関しては、市民生活に大きく影響する重要な問題であることから、安易な値上げは到底受け入れられないと考えています。

このたびの再値上げに関しても、その申請が適正であるのか、電気料金審査専門委員会において北海道電力の経営状況などについて厳正な審査が行われるほか、地元公聴会などの手続を経ることとなります。原子力発電所の再稼働の問題も現在日本全体での議論となっていることから、これらを含めその情勢について注視しなければならないと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君）（登壇） 第2のテーマとして、生ごみの分別収集をめぐる諸問題について取り上げます。

第一に、生ごみ収集専用の黄色い袋についてです。この袋の需給関係は昨年中、すなわち生ごみ分別が旧士別市内で始まった10月から12月までの間は、店舗によって品不足も見られました。分別開始から半年たとうとする今、袋の需給関係は全市的に落ちついたのでしょうか。この点をまずお伺いします。

次に、生ごみ専用袋の規格についてですが、現行の3リットル、6リットル、12リットルの3つのサイズに加えて、更に一回り大きなものが欲しいという声もどうやら市民から出ている

ようです。これにはどう対応していくのでしょうか。

3 点目です。一昨年、2012年4月に環境施設検討特別委員会で空知管内三笠市の生ごみ収集について視察した次第ですが、その際、私は抗酸化バケツ方式、あるいは水切りバケツ方式というもので収集が行われていることに非常に感銘を受けたし、本市もぜひそうすべきではないかと特別委員会にて進言をしたことがあります。実際、上川管内でも鷹栖町では同様のシステムが採用されているとのことでした。

しかし、まちの規模の違いや収集したバケツを再び各家庭に戻す手間などもあるため、今この場で袋方式の収集をやめようとかバケツに転換せよというつもりはありません。ただ、一つ言えることは、ごみを出す市民に向けて、生ごみの凍結防止や水切りの徹底をよっぽど言うのであるならば、朝の気温が氷点下になる期間が半年近い士別市ではビニール袋での収集は取り入れるべきではなかったのであり、更に言えば、今ドラッグストアやスーパーなどで水切り専用の紙袋が市販されているわけですが、これを生ごみと一緒に捨てることで、その分ごみの量が増えるということにはなるわけです。この現実生ごみのリデュース、すなわち減量に一部逆行するのではないかと思います。御認識のほどを伺いたしたいと思います。

最後に、私は雪のない季節は家庭でのコンポスト利用が増えるので生ごみの量が減るのではないかと考えていましたが、本市でのごみ収集実績からすると、夏は水分を多く含んだ果物などの消費が増えるため、むしろ生ごみの量は増えるとのことでありました。この点認識不足でありましたので、質問通告書の要旨に書いた点は撤回いたしたく思います。

さて、市としては、今年度生ごみ収集実績をまず総括して、4月からの新年度に当たって、雪のない時期の間に収集方法の再検討や手直しをすることもあろうかとは思いますが、現段階でのお考えをお聞かせ願いたく思います。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 大崎市民部長。

○市民部長（大崎良夫君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

平成25年10月から生ごみ分別収集が開始されたことにより、これまで一般ごみとして最終処分場で埋め立て処理していた生ごみを堆肥化して農地に戻す地域循環に取り組み、生ごみの有効活用による温室効果ガスの削減を進め、これまで分別、収集、堆肥化処理ともに順調に推移しています。

そこで、生ごみ専用袋の需給状況についてのお尋ねであります。平成25年10月から生ごみ分別収集の開始に伴い、同年9月14日から指定袋の販売開始となりましたが、販売店での集中した購入や一部市民のまとめ買いによる品薄など、在庫が遍在する状況が発生したことから、取り扱い各店舗の在庫状況を確認し、市民に購入できる店舗をお知らせするとともに、製造メーカーに対し受注・生産状況を照会し、増産体制を依頼する対応を行ったところであります。

その結果、10月中旬以降品薄状態は収束し、量販店やコンビニ、小売店におきましても十分な在庫を確保しており、製造メーカーにおいても計画的な生産を継続しており、需給は落ちついているものと判断をしております。

次に、生ごみ専用袋の規格についてであります。現在3リットル、6リットル、12リットルの3種類の規格を指定し御使用をお願いしているところであり、季節的には夏から秋にかけてはトマト、スイカ、メロンなどの水分の多い果実、野菜を食べる機会が増えますことや、漬物を漬ける時期ということから生ごみの排出量が増加する時期で、市民から容量の追加を求める声もありますことから、規格や容量が適切かどうか検証を行ってまいりたいと考えております。

次に、紙製水切り袋の使用についてであります。良質な堆肥を生産するためには水分調整が重要となっており、各家庭、事業所のできる範囲での生ごみの水切りをお願いしております。そこで、水切りに要する手間を少しでも軽減していただくために、分別開始当初から紙製水切り袋を生ごみとして排出可能としたものであります。紙製水切り袋は木質由来の原料を使用しており、堆肥の発酵や分解における影響及び残渣もなく、水分調整材としての機能もあり、分別精度の向上を含め、ごみ減量化につながるものと判断をしております。また、市民からは、1月に開催しましたごみ減量化懇談会におきましても、生ごみの水切りに使い勝手がとてもよく便利であるとの声を多くいただいたところでもあります。

家庭系生ごみの凍結につきましては、各家庭において水切りの協力をいただいておりますが、現在まで大きな支障となる状況には至っておりませんが、前日からのゴミ出しは凍結以外にカラスやキツネなどによる鳥獣被害にもつながりますので、収集当日の朝の排出のお願いをしております。

次に、生ごみ分別収集の方策改善等についてであります。今後の再検討につきましては、分別開始から1年が経過する10月以降に生ごみ分別懇談会などを実施し、市民から多くの御意見を伺いながら分別、排出、収集について検証と改善を図りながら、今後生ごみ分別が定着し、分別精度を高め、品質の高い堆肥が生産できるよう努めてまいります。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君）（登壇） 本日最後のテーマは、市内循環バス内回り線の経路変更と新年度の取り組みのいかんを問うものであります。

昨年11月から土別軌道市内循環バス内回り線の一部経路変更が行われました。とりあえずこの2月末までの4カ月間での乗客数の推移や昨年までとの比較など、詳細をお知らせください。

次に、この内回り循環路線は、しべつ内科クリニックやビッグハウス土別店前など、通院や買い物に便利な経路へと変更されたわけですが、その点についてここまでの乗客からの評価はどのようなものでしょうか。

また、内回り線のかねてからの懸念は、市立病院前のバス停から病院の建物へは道路を横断しないと行けない点であります。以前から市民の中には病院の車寄せ付近へのバス乗り入れを提唱している方も見られましたが、そこまではできなくても、病を抱えた高齢者がツルツル路面を横断して病院に入らなければならない姿は、交通安全の観点からも不安がありますので、次年度に向けてこの点、何か研究はしていないのでしょうか。

3つ目です。新年度の予算に盛り込まれた小中学生バス運賃半額助成事業は、以前行われた夏休み、冬休みや学校休日に行った試験的事業をいわば恒常化させたものと思われます。しか
らば、まずこの冬休みに行った半額助成の実績について、この場で総括をいただきたくお願い
いたします。

更に、この半額助成事業は、従来バスを利用したことのない児童・生徒が利用してみることに格段の大きな意義があると思いますが、果たして利用者の増加につながっているのか否か、分析のほどを承りたく思います。

4点目ですが、この事業に取り組むからには、新年度に単に運賃の半額助成をするだけでなく、さまざまなバス利用キャンペーンも打つべきであると思います。その際のターゲットは今
まで保護者が送迎を行ってきた部活や少年団活動での移動であります。すなわち、例えば総合
体育館の最寄りバス停が東5条5丁目なのか、あるいは市役所前なのか、つくも青少年の家
に行くにはどのバス停でおりればいいのか。要は、バス停の名前と公共施設とを児童・生徒や保
護者の頭の中で結びつけてもらうことでもあります。この点、バスの車内アナウンスでの周知や
小・中学生向けのバスマップをつくって、その中の表示でそういったことをやってみるのはど
うでしょうか。この点、コメントを求めたいと思います。

このバスの件で最後なんです、未就学児の運賃とのいわゆる逆転現象について取り上げま
す。このたびの小・中学生半額助成事業の意味合いと狙いは十分理解できますし、私もこの事
業はとても心から評価できるものです。しかし、バス運賃助成全体を考えてみたときに、74歳
以上の高齢者は敬老乗車証によって無料になる。そして、このたびの小・中学生は運賃が半額
になる。しかし、保育園児、幼稚園児などの未就学児は全く助成はなく、2人目からは子供料
金を取られると。そういった現象面でのアンバランスについては、結局はその点に批判があっ
た場合に耐えられないのではないかと思います。未就学児だけが助成の対象から取り残されて
いる印象は決してよくないのだと思いますが、この点いかがでしょうか。答弁をいただきたく
思います。 (降壇)

○副議長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君）（登壇） 御質問にお答えします。

市内循環内回り線は、土別軌道の自主運行路線として11月から4月までの冬期間のみ運行さ
れている路線であり、昨シーズンまでは通年運行の外回り線と同じ経路を逆方向に運行してい
ました。今回の見直しでは、新たに開設された診療施設への足の確保を図るとともに、市長へ
の手紙で寄せられた市内循環線の国道経路を望む声などに対応し、地域公共交通活性化協議会
での議論を経て、昨年11月から経路の一部が変更されました。変更後の経路は、駅前を出発し、
国道40号、南郷通、広通、南大通を経由しており、これに伴い7つのバス停が新設されました。

2月末までの4カ月間の利用状況としては、ビッグハウス前の東4条8丁目での乗降が延べ
2,700人、次いで大通東15丁目で約1,300人、国道沿いの2停留所でそれぞれ約600人、しべつ
内科クリニック前の東1条9丁目で約500人となっています。バス事業者の把握では、内回り

線全体の利用者数については昨年と大きな増減はないとのことですが、特に高齢者の方からは民間診療施設前や国道沿いの停留所の新設を喜んでいただいているとのことであり、経路変更による成果と考えています。

次に、内回り線利用者の市立病院前での道路横断に関してであります。

以前、路線バスの病院敷地内への乗り入れについて検討した経過がありますが、通路の幅員や市立病院の車寄せの高さなど施設上の課題のほか、敷地内を走行することによって逆に歩行者に危険性が生じることなどの理由から困難と判断したところです。

現在は、内回り線側に民間診療施設も新たに建設されたことから、当該医療機関利用者への配慮も必要であり、市立病院側だけに特化した対応は難しいと考えますが、お話にあった交通安全対策については、滑りどめ焼き砂を散布しており、今後も引き続き必要な対応を図ってまいりたいと考えています。

次に、小中学生バス半額助成事業についてであります。

これまで小中学生を対象とした路線バスに関する社会実験としては、平成23年度に郊外路線に限って1年間無料化の実験を行ったほか、平成24年度には冬休みの全路線無料化、平成25年度は夏休みと冬休みに半額化の実験を行ってきました。この冬休みに実施した半額実験では、その利用者は209人となったところであり、利用の多くは市内循環線と朝日線でありました。自転車を利用できる夏休みと比較すると約2倍の利用となった一方、無料化との比較では約半分となったところではありますが、総じて小・中学生が公共交通機関を利用する機会づくりにつながっているものと考えています。

また、バスの利用促進に関してのお話がありました。特に車内アナウンスについての御提言がありましたが、現状では市役所前や市立病院前など公共施設名がバス停名となっているものを除いて公共施設をアナウンスしている例はなく、士別軌道の委託先である広告会社が契約を結んだ数件の民間事業者の有料アナウンスのみとなっています。

本市の場合、多くはあらかじめ利用者が行き先に最も近いバス停を把握していることが考えられること、またバス停間の距離が短い場合も多く、限られた時間の中でどの程度アナウンスできるかなどの課題もあります。バス事業者としては、公共施設名のアナウンスが必要な場合には変更について検討していただけるとのことですが、広告会社に外注している車内アナウンスについては、わずかな変更でも相応の費用が生じることから、その必要性について十分な検討を要するものと考えています。

また、バス停については改善策を事業者とも協議しており、あわせて名称についても検討する必要があると考えていることから、これにあわせてバスマップについても見直しを図ってまいりたいと考えております。

最後に、小中学生バス半額助成事業と未就学児の運賃についてであります。

本事業は路線バスの運賃を半額助成することにより、市内小中学生の自発的な活動範囲を拡大し、社会性や自主的活動意欲を育むとともに、路線バスへの理解と利用促進を図ることを目

的に実施するものです。

未就学児の運賃との関係については、もともとの運賃設定上、6歳未満の幼児は6歳以上の同行者がいれば同行者1人につき1人は無料となっており、今回の助成事業の実施に当たっては、社会性や自主性を育むという点において、あくまでも自分一人でバスを利用できることを前提に小学生以上を対象としたもので、保護者の監督が必要な未就学児については対象としなかったところであります。

公共交通については、地域公共交通活性化協議会においてさまざまな角度から検討を進めているところであり、このたびの御提言等も踏まえ、今後においても運行形態の見直しや経費の節減などを含め、効率的で持続可能な公共交通体系の確立に向けて努力していく考えであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君） 終わりませんで、再質問をします。

本当にこの最後の小中学生の運賃半額助成について、壇上でも申し上げたとおり狙いもわかるし、意味合い、あるいはその事業についての評価も私はもちろん評価しています。しかし、一言だけ言わせてもらうのならば、やはり役所の前提とか想定の中で市民が生活しているわけではないんです。

ちょっと計算してみました。土別から朝日に行く場合、今バス賃が870円ですね、大人ね。4月1日以降が880円に上がります。例えば私が5歳と3歳の子供を連れていくと仮定した場合に、未就学児なので1人は無料ですけれども1人は半額で440円取られますよね。ですから、大人1人分と子供料金1人分合わせて1,320円です。ところが、5歳と3歳の子の5歳のほうが1歳大きくなって小学1年生になったと。その場合にどうなるかということ、大人880円と、小学生440円が更に半額になって220円ですから1,100円になるんです。

いろいろな料金、JRもそうですけれども、子供が大きくなったら、中学生になったら大人料金適用になりますから、大きくなると高くなるんですけども、土別のこのバスの場合は、結果的には逆になってしまうと。だから、子供たちが自発的にバスに乗ってどこかへ出かけるということを前提にしているんだとおっしゃるんですけども、やはり小学校1、2年生だったらまだ一人でバスに乗るという状況でもないし、やはり親が連れていく場合もあるし、またそういう人を歓迎すべきだと思うんですよ。親子連れでバスに乗るということもそれは乗客増えることにつながるわけですから。

だから、それを後押しする意味でも、やはりこの逆転現象というんですか、小・中学生だけには適用けれども未就学児はならないんだというのは、私はちょっと行く行く、ちょっとこの制度に対する信頼を揺るがすのではないかと思うんですよね。ですからちょっとそこを、今の朝日に行く場合の計算の例でいいので、どういうふうに考えるべきかちょっとコメントいただきたいんですが、いかがですか。

○副議長（岡崎治夫君） 鈴木部長。

○総務部長（鈴木久典君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

今答弁の中でも申し上げたように、小児運賃と幼児運賃ということで、国交省が定めている制度、あるいは運送約款、この中でも6歳以上の子供は一人の旅客としてこれはしっかり認められていると。ゆえに、1人の幼児を連れただとしても、小学生の部分については一人の旅客としてそれは扱いますよということになっているという前提のもとで、今回のこの事業の対象を小学生というふうにしたわけです。

それで、議員お話しのとおり、逆転現象というのはこれは起きることにはなりますけれども、答弁でも申し上げたとおり、社会性だとか自発的な活動だとか、そういうことを一人の人格を持った旅客としてしっかり経験ができるということを前提にこの事業を進めていきたいということで考えております。

また、この制度については市だけが制度の議論をしたわけではなくて、あくまでも公共交通活性化協議会の中で議論をして、この協議会の中には自治会の方、あるいは社会福祉協議会、商工会議所、それから学校の関係者、そして運輸局、それから上川振興局、そしてバス事業者ということで、幅広い分野にわたった方々の議論によってこの制度をつくってきたということでもありますので、今後においても効率的な、そしていつまでも運行できるというような地域公共交通の体系の確立に向けて、これ財政的な面ももちろん考慮しなければならないということになりますので、そういった点も含めてこれからも検討を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（岡崎治夫君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君） くだいようですが、再々質問します。

以前、松ヶ平議員が高校生の通学のバスに関して、キロ数で区切っていて、何キロか忘れましたが、一定のキロ数以上の高校生には助成があると。だけど、その枠のぎりぎりの生徒には助成がないんだと。それは一種の逆転現象ではないかというようなことをおっしゃって是正した経過もありましたよね。だから、本当に自発性とか社会性というのは、私もともとそういうこと、バスに関して子供の社会性を養うということ言っていましたし、それを市としても持論にしてくださってありがたいんですけども、やはり逆転現象一般についてどう考えるかとか、以前そういうふうには是正した経過もあったのに、ここ未就学児については譲れないというのはどうも私としては承服しかねるので、今の機会に、この際逆転現象というものは存在しているのかどうかということについてちょっとお伺いしたいんですけども、どうですか。

○副議長（岡崎治夫君） 鈴木部長。

○総務部長（鈴木久典君） 今回のこの事業においては、幼児料金と小学料金と、これが逆転するというこの事実は、これは発生してしまうわけですけども、いろいろなこれからもこの公共

交通については、これまでもそうでしたけれども、さまざまな意見ですとか要望ですとかいろいろの形のものが出てきています。例えばその一つを満足するような対策を講じれば、ある意味それに外れた部分のほうからは不平不満が出るといったような状況もいろいろありますので、その辺のところをこれからも総合的に勘案しながら、この協議会を中心にこの公共交通についてはしっかり議論をしていくということで考えております。

以上です。

○副議長（岡崎治夫君） 9番 谷口隆徳議員。

○9番（谷口隆徳君）（登壇） 定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

診療報酬改定にかかる影響などについてお伺いをいたします。

4月から医療サービスの新しい値段などが明らかとなり、診療報酬の改定内容も明らかになりましたが、超高齢化社会を見据えた入院から在宅への移行を図るほか、病院や診療所の役割を明確にするなどの内容が盛り込まれておりますが、これらの制度改正によって医療の形態や医療費の負担など市民生活への影響も大きく、また不安要素もあり、その改定の内容や今後の医療に係る問題点や本市におけるこの改定に伴う医療体制についての考え方や市民に対する影響などについて、まず総括的に伺いをいたします。

個別的に見ますと、この改定に伴う外来診療については、新しい診療制度では、高血圧症などの複数の慢性の病気を抱えた患者が、身近な地域の診療所や中小病院、200床未満とされておりますが、医師を主治医と決めると、月に何回診療しても1カ月定額のまとめ払い、包括払いといいますが、選べる仕組みを設けているとされております。この地域包括診療料の制度では、月額1回の診療額が固定されるものの、診療報酬も上がり、患者の負担増にもつながりかねない状況が発生してくるのではないかという問題もあります。

これらについての患者のメリット・デメリットについて、更には今後の市立病院の診療内容にまで影響しないものなのか、影響するとすればどのような問題が生じるのか、また何らかの対応が迫られるのかお尋ねをいたします。

また、入院については、入院から在宅への移行を促進する方針で、国はこれまでの病院完結型から地域完結型の医療への転換を目指そうとしており、入院期間の短縮が進められるとされております。患者7人に対し看護師1人と最も手厚い重症患者向けの急性期病床は減らす方針とされております。重症患者の移行先として、急性期後や回復期の患者が早く自宅に戻れるようにリハビリを充実させた地域包括ケア病棟を新設していくとの方向ですが、入院料や報酬額が増やされても、患者やその家族が安心して健康管理や医療施設に任せられるのか。市立病院の今後のあり方を含めて考えをお伺いいたします。

そのほか、患者が安心して療養できるよう、在宅療養後後方支援病院、これは200床以上の病院とされておりますが、これをつくることや、高齢者対応などについても考えられております。これら報酬改定に伴って医療の形が変わることについて、今後市立病院のみならず、本市での医療が市民に対して十分な医療が提供できるのか、またどのような影響があるのか、お伺

いをいたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えします。

まず、私から診療報酬改定を踏まえた上での今後の医療体制の総括的な考え方をお答えし、個々の改定状況とそれに伴う対応については病院事務局長からお答えいたします。

平成26年度の改定においては、高齢化社会、団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据えた中で、医療機関の機能分化、強化と連携、在宅医療の充実等に取り組み、医療提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を図ろうとするもので、救急医療、リハビリ、認知症対策などの充実、質の高い医療の提供、医療従事者の負担軽減、後発医薬品の使用促進などによる効率化の4つの視点からの改定と、消費税率8%への引き上げに伴う対応がなされており、初診料、再診料を引き上げる一方、薬価、材料価格はマイナス改定となるなど、全体では0.1%とわずかながら増額改定となったところであります。

そこで、このたびの診療報酬改定にかかわって、今後の市立病院のあり方についてであります。

今後の超高齢化に向けては、急性期から回復期、慢性期、在宅医療まで患者の状態に合った適切な医療サービスの提供が求められ、市立病院においては急性期を脱した患者の受け皿となる病床の充実が課題となるほか、増加が予想される慢性期疾患においては、治療期間も長く、入退院も繰り返しがちとなることから、市立病院だけの対応、いわゆる病院完結型医療の提供は難しい状況であり、今後は地域内の医療施設が役割分担して連携する地域完結型医療の提供を構築しなければならないものと考えています。

また、高齢化の進展に伴い、医療と介護の区別が不明確、あるいは混在するお年寄りも増えており、こうした方々にできる限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、介護施策、保健福祉施策と医療が一体となった地域包括ケアシステムの構築が求められているところであります。

こうした診療報酬改定を初めとした国の制度の流れ、地域実情の変化を踏まえ、今後の市立病院の体制としては、地域の中核病院として二次救急医療体制を維持しつつ、市内開業医、公立診療所との病診連携を更に深め、かかりつけ医の確保を図る取り組みを進めるほか、社会福祉施設、介護施設との連携強化を図るとともに、市立病院としても訪問看護、訪問リハビリなどの在宅医療の充実に努めてまいります。

また、現在休床となっております療養病床の再開に当たっては、後ほどお答えいたしますが、入院期間が90日を超える患者の取り扱い、地域包括ケア病棟の取り扱いなど、診療報酬改定に伴う影響等を十分検討した上で、その方向を定めてまいります。

今回の診療報酬改定は従来のような医療技術や薬剤の評価の見直しだけにとどまらず、今後全国の病院がそれぞれの役割を明確にした上で、互いに連携し、高齢化社会に対応するという国の考えが強く示されたものと捉えており、あわせて平成26年度は士別市立病院経営改革プラ

ン最終年度でもありますので、今回の診療報酬改定と今後の方向性を見きわめる中、本年1月に立ち上げました病院運営改革会議において十分協議するとともに、議会、市民の皆様にも御相談のうえで策定してまいります。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 三好市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君）（登壇） 私から今回の診療報酬改定のうち、地域包括診療料、地域包括ケア病棟のほか、市立病院経営に大きくかわる内容についてお答え申し上げます。

最初に、今回新設される地域包括診療料についてであります。

これは、診療所、または200床未満といった中小規模の病院において、高血圧、糖尿病、脂質異常、認知症の4疾病のうち2つ以上有する患者が、主治医を決めることにより一月の受診回数にかかわらず医療費を包括算定するものであります。身近な主治医の役割を診療報酬で重視する改定の目的としては、複数の慢性疾患を持つ患者の健康管理を総合的かつ24時間体制で管理し、安心できる医療の提供とともに、大規模病院の外来受診を抑制する考えにあります。

また、患者側のメリットとしては、一人の医師に情報が集約されることにより、これまで以上に総合的な健康管理が24時間体制で受けられるものであります。一方では、簡単な検査や処置、リハビリ等も含んだ月額1万5,030円の固定制の医療費、これは1割負担の方ならば1,500円、3割負担の方であれば4,500円の自己負担となり、月2回程度以内の受診となる方にとってはこれまでよりも自己負担の増といったデメリットも予想されます。

ただ、この診療報酬を算定するためには、前提として患者の同意が必要であることに加え、主治医においては、患者の他の医療機関での受診状況、服薬内容を把握することや、健康診断の受診勧奨までを行うほか、24時間の在宅医療や薬の処方に対応ができること、更に診療所は3名以上の常勤医の在籍が条件であることなど非常に高いハードルが設けられており、現在の市内の開業医、診療所などでは対応できないものと思われま。

また、市立病院においても、仮に実施すると、主治医の属する診療科では業務量が大きく増加し、外来の混雑も予想されるほか、医師数、24時間の在宅診療、薬の処方、これらを考えますと、現在の体制では対応できない状況にありますので、今回の主治医制度、いわゆる地域包括診療料が導入されても、土別市内では現実的に大きく変わるものはないというふうに考えております。

次に、地域包括ケア病棟についてであります。

市立病院では、急性期を脱した後、在宅に向けた回復期を担う病床として昨年12月から全16床の亜急性期病床の運用を開始し、患者のニーズに応えるとともに、在院日数の短縮など一定の成果を上げているところでありますが、今回の改定において、現行の亜急性期病床は経過措置期間を設けた上で廃止され、今後地域包括ケア病棟が新設されることが示されました。

その内容といたしましては、60日の算定限度日数など、現在の亜急性期病床の考えを踏襲した部分も多くありますが、理学療法士の専従配置が必要となるほか、診療内容に関する詳細な

データを厚生労働省に提出する義務が生じるなど、算定要件はより厳しくなっています。

市立病院におきましても、急性期の後、回復期を担う病床の充実は重要と考えておりますが、亜急性期病床の経過措置期間である本年9月30日までに条件整備を図ることが可能か、慎重に検討していかねばならないものと考えております。

次に、在宅療養後方支援病院につきましては、在宅医療を提供している医療機関と連携し、在宅療養患者の緊急時の入院にいつでも対応が可能な200床以上を有する病院を対象として新設されるものでありますが、現在の市立病院におきましては、平成23年5月に医師数、患者数の状況から199床の許可病床とし、現在は実質144床での運用をしているところでありますので、これには該当しないものであります。

また、今回の診療報酬改定で、本市立病院の経営に大きくかかわるものとして、長期入院に対する取り扱いの変更があります。現行では、一般病棟に90日以上入院されている場合、基本的には1日当たり939点の包括点数となる特定入院となりますが、重度の肢体不自由の方、あるいは人工呼吸器を使用されている方、こういった厚生労働省が定める患者さんにつきましては、出来高算定の10対1の入院基本料1,311点を算定でき、かつ平均在院日数の計算の対象からも外すことができるもので、現在市立病院で長期入院されている患者のほとんどがこちらに該当しています。

しかし、今回の改定では、平成26年9月30日までの経過期間の後には、この入院日数を平均在院日数の対象とした上で現在と同じ出来高算定の一般病棟入院基本料とする。あるいは入院日数を平均在院日数から除外し、包括となる療養病棟入院基本料とする。この2つのどちらかの算定方法を二者択一で病棟単位で選択されるということになりました。

本市の現状で試算いたしますと、前段申し上げました出来高算定を選択した場合、10対1の入院基本料の条件である全入院患者の平均在院日数21日以内、これをクリアできないものと見込まれ、そうなりますと病院全体の入院収益で8,000万円以上の減収と試算されます。

一方、在院日数の対象から除外し、包括算定を選択した場合におきましても、3,000万円ほどの収入減少も想定され、本市の病院のように高齢により複数の慢性疾患を抱え、長期の入院患者が多い病院にとっては非常に厳しい改定内容となっています。

議員のお話にもありましたように、今回の診療報酬改定にあっては従来と違い、入院から在宅、地域完結型医療の推進など、病院のあり方そのものにかかわる改定となっておりますが、その取り扱いの詳細はいまだ明らかになっていない部分もあり、今後情報収集に努めるとともに、本市の患者のニーズ、疾病の動向、病院の経営面、更に療養病棟の再開時期もあわせて本市病院の方向性を検討していかねばならないものと考えております。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 谷口議員。

○9番（谷口隆徳君） 再質問といいますか、ちょっと私もわからないところがありますので、またちょっとお尋ねしたいんで伺いますけれども、今ご説明いただいたんでありますけれども、

今回の診療報酬改定によって市立病院そのもの、あるいは士別市の病院そのものが大きく医療制度を変更することによって、患者に対する安心感、あるいはいろいろな診療報酬の増ということにつながってくるのではないかという危惧がされるわけではありますが、これから市長もおっしゃっていただいたように、改革プラン、あるいはいろいろな計画の中でこれらについてきちんと対応していくという御返事をいただきましたけれども、いずれにしても、この士別市で新しい診療に対する制度改革によって患者さんが選べる仕組みが今なかなかできないような状況になるのではないかというおそれがあるので、これについてやはり大きな都市部であればある程度ケアできるのでありますけれども、今士別市では対応できないというような今お話でありましたので、これについて非常に患者さんが大きい病院、大きい病院と移動するのではないかというおそれがありますし、医療過疎につながってくるのではないかというおそれがありますので、この点に対して、これからこの病院の医療の変更の改定によって、より不安感を与えないような、市民に安心して医療が受けられるようなきちんとした体制をとっていただきたいというふうに思っておるところでありまして、この点についてももう一度、これからの医療体制、今お話を伺いましたけれども、なるべく士別で医療が受けられ、安心して暮らせるというような制度改正をできるだけ早急にとっていただきたいということを思うのでありますが、それだけにしておきましょうか。

○副議長（岡崎治夫君） 三好局長。

○市立病院事務局長（三好信之君） 今回の診療報酬改定の部分で、やはり国が一番目指しているのが医療機関の機能分化、あるいは集中化という部分。それで現実的には、もともとやっている今回の地域包括診療料、それにつきましては医療圏を学校区単位、その中にある病院、個人病院なんですけれども、そういうところをかかりつけ医としてまずかかって、そこで手に負えないとなると中核病院に回っていくというような、そういう機能分化を図ろうとしています。

その一つがやはり主治医制度ということになるわけなんですけれども、現実にこの士別の病院の規模では、市立病院でもなかなか対応できないということですので、診療所ではできないと。ただ、これが議員さんが心配されているように、例えば旭川の民間病院あたりだと、点数を高くとれるという現状もありますので、そういう患者を、言葉は悪いですけども抱え込んでいく、そうしたら今までの隣の病院はその患者さんがいなくなるから、すごく集約される危険性があるという状況も想定されるんですけれども、ただ、やはり24時間の対応をしなければ主治医制度になれないということですので、士別の患者さんが現実に旭川の病院等に主治医をお願いしたいということになっても、24時間の往診ができるかといったら現実できないということになります。

ただ一方では、この目的は在宅医療も安心して受けられるようにということで主治医を決めて、お年寄りが家で安心して療養できると。うちの場合、主治医制度がまだとれないものから、そういった部分の安心した医療の提供という部分では、こういう田舎の地域では今のと

ころまだ受けられないという。だから市立病院としてそれを受けていくために、もしそういうサービスをしなければならぬとなると、24時間体制でお医者さん配置できる、あるいは薬局とも連携していつでも薬を出せるというところまでを目指していくのかという、そういう難しい問題が出てきますけれども、新しい制度には乗れませんけれども、現在の今の医療体制というのは変わらず維持できるというような状況になっています。

いずれにしても、今後よその動向も見ながらのことになるのかなというふうに考えています。

○副議長（岡崎治夫君） 谷口議員。

○9番（谷口隆徳君） いずれにいたしましても、ひとつ市民が安心できるような医療体制をとっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

（登壇） 次に、就学援助の実態と今後の対策についてお伺いいたします。

経済的困窮を理由に自治体から就学援助を受ける小・中学生の割合が2012年度過去最高を更新したと報道されました。全国の実給者は約155万2,000人で全体の15%に上り、道内では約9万6,000人で23.6%と全国で4番目に高かったとされております。道内の児童・生徒の4人に1人が受給している計算となります。その理由は、長引く不況などで親の収入が減少したのが原因とされております。

そもそも就学援助は子供が不自由なく学校生活を送る上で欠かせない制度であります。にもかかわらず、今後対象者が絞り込まれる可能性があると言われておりますが、現在、本市での受給の実態はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

昨年8月に引き下げが始まりました生活保護基準額と連動して運用する自治体が多く、このような中で生活が苦しくなる家庭が更に増えると推測され、対象者の縮小は避けなければなりません。就学援助は生活保護を受ける要保護世帯と自治体が貧困と認めた準要保護世帯が対象とされており、縮小対象となるのは自治体が独自に支給している準要保護世帯と言われております。国は生活保護基準額を2015年度までに6.5%引き下げようとしている中で、それに準じて自治体も世帯収入の上限を下げれば受給できない子供が増えていくのではないかと危惧されます。

また、本市においては、財源を理由に縮小しないようにしてほしいと考えますが、貧困世帯が増えている状況において、本市自体においてもおのずと限界が生じてくると思われまます。本市の支給基準などの現状と今後の見通し及び財政上などの考え方についてお尋ねいたします。

子どもの貧困対策推進法が1月に施行されましたが、貧困家庭の子供が大人になっても貧困から抜け出しにくいという実態が専門家の調査でも明らかであり、子供の将来が親の経済状況で左右されない社会づくりも重要であります。就学援助は子供の教育の平等性を保障する役割を果たしており、重要な政策でもあります。本市の考え方をお伺いいたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 私から、就学援助の実態と対策についてお答えいたします。

まず、本市の実給者の実態についてのお尋ねがございました。現時点における平成25年度の

受給者は、小学生では969人に対し251人が受給しており、受給率は25.9%、また、中学生は539人に対し158人が受給し、受給率は29.3%であり、小・中学校の合計では1,508人に対し409人が受給し、受給率は27.1%、その支出額は3,461万9,000円であります。最近5年間の受給者と支出額では、平成24年度までは受給者、支出額とも年々増加しておりましたが、平成25年度は受給率が高かった学年の生徒が卒業したことにより、受給者、支出額ともに前年度を下回る見込みとなっております。

次に、支給基準と今後の見通し、財政上の考え方についてですが、就学援助を行う対象は2種類あり、一つは生活保護法に規定する要保護者の児童・生徒を要保護児童・生徒とし、生活保護の給付対象外である修学旅行費を援助しております。もう一つは、収入が不安定なために経済的に困窮している児童・生徒を準要保護児童・生徒とし、学用品、通学用品を初めとした就学費用の援助を行っております。認定に当たっては、市民税が非課税の世帯や児童扶養手当の支給を受けている世帯といった基準を満たす世帯を対象とするほか、その基準によらない経済的に困窮している世帯の認定には、世帯の前年の所得金額が生活保護法に基づく生活扶助の合計額の1.3倍以下である場合に準要保護世帯の認定をしております。

生活保護法に基づく生活扶助の基準額が平成25年8月に引き下げられたことに伴い、準要保護世帯の認定に影響を与えることがないように、国や道から各自治体において適切に判断するよう通知がなされております。そこで、本市の対応といたしましては、平成25年度の認定は引き下げ前の平成24年4月1日現在の生活保護基準額を用いているため、引き下げの影響はございません。また、平成26年度の認定についても、認定要綱を改正し、平成25年度と同様に影響が出ないように対応いたします。更に、平成27年度以降につきましては、本市の財政状況を勘案しながら、国・道からの通知や他市の動向なども参考とし、対応を検討してまいります。

次に、子供の教育の平等性についてであります。

議員のお話のとおり、子どもの貧困対策推進法が本年1月に施行されたところであります。この法律は子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として制定されたものであります。

本市におきましても、経済的理由により就学が困難となる児童・生徒に対し、平等に教育を受けられるよう、今後も就学援助事業を実施してまいります。

以上申し上げます、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 谷口議員。

○9番（谷口隆徳君）（登壇） 本市のスキー場施設設備と充実についてお尋ねをいたします。

先月の7日から23日までロシアのソチで開催されました冬季オリンピック、そして現在行われておりますパラリンピックは、世界中の人たちに感動と希望を与えるなど、オリンピック・パラリンピックならではのスポーツの祭典が繰り広げられております。日本選手も各種目で健闘し、メダルをもらう人や入賞者、はたまた入賞を逃した選手の悲喜こもごもの様子が連日報

道されております。その中でも、北海道出身の方々も大勢活躍され、冬のスキーを初めとする冬季スポーツ競技の層の厚さを感じましたが、本市の出身者がおりませんでしたことは非常に残念でありました。

しかし、このたびのオリンピックにおいては、本市の日向スキー場、朝日スキー場などの整備された施設や、公式大会が開催できるジャンプ場もあり、ここで多くの選手が練習などで利用され、優秀な成績を残したことも大いに貢献できたものと思います。また、環境のよい練習の場所としての評価も高い本市施設で成果を上げたことが本市にとっての誇りでもあります。

このたびの冬季オリンピックの種目の内容を見ても、新しい競技種目に驚かされました。従来の競技種目に増して多くの種目が採用され、スキークロス、スロープスタイル、フリースタイルスキー、スノーボードの中でもハーフパイプ、スノーボードクロスなどがあります。スキー競技の多様性が求められているのかとも思います。これらの新しい競技が世界規模で実施されております現状を見ても、本市のスキー場はこれらに対応していくことも、スキー人口の減少が言われている中で今後増加させていく一つの要素であるとも思います。

利用者のニーズに応じていくことの必要性を感じますし、現に近隣市町村では施設があるのに本市施設にはないという声や、市民の要望もあります。今後このような施設の設置が可能なのか、また選手の発掘や人材養成していくことについてどのような考えをお持ちなのかお尋ねをいたします。また、日向スキー場と朝日スキー場について、これら新競技の施設整備の導入や休憩所などの整備によって差別化を図り、利用者の増加につなげていくことの必要性を感じますが、考えをお伺いいたします。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 古川生涯学習部長。

○生涯学習部長（古川靖弘君）（登壇） ただいまの御質問についてお答えいたします。

ソチオリンピックでは、小学生のときから本市のサマージャンプ台でトレーニングをしていた葛西紀明選手、伊東大貴選手、高梨沙羅選手、伊藤有希選手、加藤大平選手などがすばらしい活躍をしたことは、議員のお話のとおり本市にとっても誇りと感じております。また、本年はアルペンスキーで、朝日中学校出身の法政大学、井出菜月選手と士別中学校出身の中央大学、宮本慎矢選手が全日本の学生大会で優勝を果たすなど大活躍され、今後は日本代表として世界に挑戦することが期待されております。

さて、スキーやスノーボード競技の新種目の施設を士別のスキー場に設置できないかとの御質問であります。各種目とも大会を行うことのできる公式の施設は標高差、全長、幅、高さ、斜度など細かなコースプロフィールが決められており、全国でも正式なコースは数少ない状況であります。

近隣の市町村では、美深町が平成17年5月にエアリアルプロジェクトを立ち上げ、フリースタイルスキーのエアリアル競技の普及と選手の発掘や強化を目的に施設整備を含めて事業を展開しており、全日本選手権大会の開催も今年8年目を迎えるとのこと。また、名寄ピヤシリスキー場は広いゲレンデを利用してスノーボーダーをターゲットとして大小の複数のジャン

プ台を設置しており、競技志向の選手に対応しております。

本市のスキー場については、各コースが全体に狭隘でありますことから、ゲレンデに本格的なジャンプ台などを造成した場合は、ボーダーとスキーヤーとの接触など危険な状況が想定されますので、競技指向の選手に対応できる新種目の施設を設置することは難しいと考えておりますが、数年前から安全性に十分配慮し、誰もが楽しめる小さなジャンプ台などを設置し、利用者に楽しんでいただいておりますので、今後も新競技に少しでも親しまれるゲレンデづくりを継続してまいりたいと考えております。

次に、選手の発掘や人材の育成についての御質問であります。新競技の本格的な施設の設置が難しい状況であることや、指導者の配置など多くの課題がございますので、従来どおりアルペンスキー選手の育成を図ってまいる所存です。

次に、スキー場の利用の増加対策についての御質問ですが、日向スキー場のセールスポイントは圧雪をしていない新雪であり、利用者から大変好評を得ているところから、今後も新雪の魅力的なコースや、山岳地帯以外では北海道で一番早くオープンするスキー場として積極的にPRしていく考えでございます。

また、あさひスキー場については、アルペンスキー少年団活動の拠点となっているため、その練習プログラムに柔軟に対応したトレーニングゲレンデの整備を実施する一方、一般利用者については利用者の横ばい状態が続いているため、施設の効率的な運営について更に検討を進めてまいる考えであります。

以上を申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

○副議長（岡崎治夫君） 谷口議員。

○9番（谷口隆徳君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（岡崎治夫君） これにて一般質問を終結いたします。

○副議長（岡崎治夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明13日から19日までの7日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（岡崎治夫君） 御異議なしと認めます。

よって、明13日から19日までの7日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

（午後 2時55分散会）